

江の川沿いの石見たたら

相良 英輔

天領のたたら

近世の石見たたらは、天領と浜田藩と津和野藩にそれぞれ存在した。江の川沿いの北側は主に天領支配になっており、今日十七カ所の大小さまざまなたたらが明らかになっている(道重哲男・相良英輔『出雲と石見銀山街道』)。また、近世後期になると、松江藩は半製品の銑鉄から完成品の割鉄販売に重点を置き、割鉄を作る大鍛冶場が次第に増えていく。しかし、石見においては、一貫して銑鉄生産が主である。ところで熊谷家文書文政十三年(一八三〇)正月「他国江罷越鉄山稼方仕候儀につき愁訴状」によると(仲野義文「近世石見のたたら製鉄」―鉄の歴史村フォーラム二〇〇八―講演レジュメ史料)、石見国天領における銑鉄生産量はおよそ三万駄であり、その代銀はおよそ一二〇〇貫目という。松江藩の鉄生産量もこのころ約三万駄であり、ほぼ拮抗している(鳥谷智文「近世後期松江藩における鉄師の基礎的考察」―『島根史学会会報』第43・44合併号)。天領石見たたらの販売先をみると、三分の一を大坂へ、三分の一を九州へ、残りの三分の一を東北・北陸へ販売している。この「愁訴状」によると、石見のたたら職人が薩摩国へ出稼ぎに行き、薩摩でのたたら生産が盛んになったため、薩摩の銑鉄買い入れが無くなり、下関での石見たたらの販売が減少したので、天領石見たたらの鉄山師たちは、薩摩へ出稼ぎに行つた鉄山職人を連れ帰るように大森御役所へお願いしていた。ところが、昨年(文政十二)は郷田村の市右衛門が肥後国へ出稼ぎに行き、たたら一カ所を建設し、今年は九カ所を建設予定という。さらに天秤吹き

の技術も伝えていける。これを放置すれば、薩摩・肥後国には数カ所のたたら場ができ、これらの藩は九州、上方、北国への販売も行うであろうと心配し、石見のたたら職人が薩摩・肥後国などへ他所稼ぎすることや天秤吹き技術流出を禁止するようお願い出ている。この「愁訴」には、宅野村の宅野鉦、川下村の瀬尻鉦、川本村の土居原鉦など十五カ所の鉦師が名を連ねている。その惣代は桜谷鉄山師太田村権左衛門である。

この「訴状」から、私たちは、江の川沿いの天領たたらは松江藩のたたらに劣らない生産量を維持していたこと、さらに石見の鉄が大坂、九州、東北・北陸と広範囲に流通していたことを知ることができる。

桜江町大貫の中村家たたら経営史料

江の川沿いの中村家には近世たたら史料をはじめ膨大な史料が所蔵されている。その中の、文政四年(一八二二)四月「七年季鑪掛議定之事」によると、浜原村の西田屋喜六は、井戸谷村にある陽平鑪の稼行権を持つていたが、この経営権を長谷村(旧、頓原町)の伴治郎に七年間貸与する契約をしている。「掛議定」とは農業において土地を「小作契約」するのと同じく、陽平鑪の経営に関する一切の設備・備品を所持している西田屋喜六が、それを伴治郎に貸与し、貸与賃を受け取るものである。貸与の具体的なものは、たたら場、天秤ふいご、本子屋、山内家子屋、諸道具などである。この貸与賃を「掛銀」と称しているが、初年度、銀一二五匁、二く三年度、銀二五〇目、四く七年度、銀六〇〇目となっている。このほか、「地銭」(土地代)として、初年度、銀二五匁、二く三年度銀五〇目、四く七年度銀一〇〇目

となつてゐる。また、たたら操業中、諸設備の破損があつた場合、自ら修理することになつてゐる。火災をおこし、家木屋を焼失し、引き続きたたら操業を続ける場合、普請代の負担をどちらが引き受けるかはその時相談して決めることにしている。天秤ふいごや諸道具の焼失については、貸与した者の損分となつてゐる。

このように、石見ではたたら所有者と経営者が分離している例が他にもみられる。加地至「石見沿岸東部の在来製鉄業と佃谷鉦」（『佃谷鉦跡発掘調査報告書』）によると、天保七年（一八三六）太田村椋谷鉦、下河戸村土居鉦、南佐木村南佐木鉦は、いずれも「稼人」（鉦所有者）と「下稼掛人」（経営者）が異なつてゐる。

いっぽう、たたら株（たたら操業権）の売買もあつた。同じく中村家文書、文政十年（一八二七）「鉄山かぶ敷打鑪一式売渡物定書之事」によると、前述の井戸谷村の陽平鑪は、貸与期限の切れる文政十年の翌年には「鑪株売ヶ所」（吹屋、諸道具、鉄蔵附諸道具、木屋）を銀二貫五〇〇目で売り渡す契約をしている。

松江藩の場合、近世期において、たたら設備一切の一定期間の貸与は、管見の限り無い。これも石見と松江藩のたたらとの大きな違いである。

石見たたら山内

たたら場あるいは大鍛冶場とそこで働く労働者の居住地一帯を山内というが、山内居住者は村方とは別に天領ないし藩の支配を受けていた。従つて近世前期には村人と山内労働者との交流も少なかったと思われる。近世後期になると、山内労働者が不足するいっぽう、村方に過剰労働者があふれるようになり、山内から村方の者を労働者として

受け入れたり、お互い結婚もするようになり、交流は進んでいった。

山内労働者が不足してくると、他領の鉄山労働者がやってきて、「夜抜ケ、欠落」させて、労働者を引き抜くこともおこり、経営に支障をきたしたりした。島根大学図書館蔵、熊谷家文書二二五、文久三年（一八六三）「宗門人別帳」には、川下村瀬尻鉦の山内規則と宗門改が記されている。それによると、夜抜けしたりして山内をかつてに抜け出した者がいた場合、探しだし、先方と掛け合い、それでもちがかない場合、訴え出ることになつてゐる。このときの瀬尻鉦の宗門人別帳によると、山内労働者の家族は、四家族、十四人と少人数である。

通年操業の大規模たたらの場合、その山内には三〇〜七〇家族、五〇〜一五〇人くらいは居住している。瀬尻鉦は小規模で通年操業でなかったか、あるいは通いの労働者を抱えていたかが考えられる。瀬尻鉦の山内労働者は、浜田領因原村信楽寺末、鹿賀村浄土真宗・福泉寺を旦那寺にしている。

同じく島根大学図書館蔵、熊谷家文書一四七「亥宗門改帳」には、文久三年（一八六三）邑智郡井戸谷村の栃野木鑪と同郡長藤村源田山鍛冶屋の宗門改が記されている。これによると、栃野木鑪の山内労働者の家族は十四家族、五五人である。少なくとも十四人が栃野木鑪の山内労働者である。このうち四家族、九人は「当分雇入」の家族であり、年齢も書いてない。内二人は一人者である。四人は通いの労働者かもしれない。他の一〇家族、四六人は、四〜六人の家族を形成している。山内労働者である戸主の年齢をみると、六十代一人、五十代五人、四十代四人となつてゐる。

源田山鍛冶屋の山内労働者をみると、九家族、三十人である。この

うち三家族、一〇人は「外ニ」とあり、他の六家族、二〇人とは分けており、栃野木鑪と同じく年齢も書いてないので、同じく通いの労働者の家族かも知れない。六家族の戸主（山内労働者）の年齢は、五代一人、四〇代五人となっている。以上の栃野木鑪、源田山鍛冶屋の労働者家族は、合計二三家族、八五人である。戸主二三人が労働者とみなされる。彼らは皆、井戸谷村の浄土真宗長徳寺の旦那になっている。この「宗門御改」は、鉄山師善右衛門と片山四郎助が「大森御役所」に届けたものである。この山内は、瀬尻たたら山内よりやや規模の大きいものであったことがわかる。

（付記）本稿は『石見ふるさと大百科』（郷土出版社）に所収の予定である。